

情報提供

那医発第 345 号
令和 7 年 9 月 18 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
担当理事 上間 一



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「介護保険関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

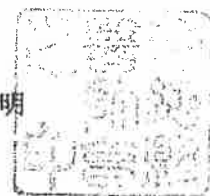
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 816 号
令和 7 年 9 月 16 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明



後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了についての通知となっております。

後期高齢者医療制度につきましては、現役世代の負担上昇を可能な限り抑制し、全世代型社会保障を推進する観点から、令和 4 年 10 月 1 日より、一定以上の所得を有する方の窓口負担割合 2 割とするとともに、施行後 3 年間、外来療養に係る 1 ヶ月分の負担増が最大でも 3,000 円に収まるよう配慮措置が導入されてまいりました。

当該配慮措置の期間が令和 7 年 9 月 30 日をもって満了することに伴い、厚生労働省より周知依頼がありました。

当該配慮措置の満了により、各医療機関においては、必要に応じてレセプトコンピュータ等の改修等にご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、本件に関しまして、患者から医療機関に対し照会があった際には、必要に応じて、厚生労働省が設置する「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」をご案内いただく等のご対応をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

（令和 7 年 9 月 8 日（日医発第 956 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第956号（保険）
令和7年9月8日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

後期高齢者医療制度につきましては、現役世代の負担上昇を可能な限り抑制し、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の窓口負担割合を2割とするとともに、施行後3年間、外来療養に係る1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が導入されてまいりました。（令和4年3月4日（保306）文書をご参照ください）

当該配慮措置の期間が令和7年9月30日をもって満了することに伴い、厚生労働省より周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

当該配慮措置の満了により、各医療機関においては、必要に応じてレセプトコンピュータ等の改修等にご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、本件に関しまして、患者から医療機関に対し照会があった際には、必要に応じて、厚生労働省が設置する「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」（添付の別紙参照）を案内いただく等のご対応をお願いいたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について
（令7.9.4 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課）

事 務 連 絡
令 和 7 年 9 月 4 日

(別紙 関係団体) 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇を可能な限り抑制し、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の窓口負担割合を2割とするとともに、施行後3年間、外来療養に係る1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が導入されてきました。この配慮措置の期間が令和7年9月30日をもって満了することに伴い、下記内容について御了知いただくとともに、診療報酬の請求等が適切かつ円滑に行われるよう、本事務連絡の内容も含め、会員各位に周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

1. 配慮措置に係る従前の通知の取扱いについて

配慮措置に係る従前の通知等における取扱いについては、令和7年9月30日をもって終了します。

2. 配慮措置の終了に伴うシステムの対応について

医療機関等においては、配慮措置終了後の診療報酬の請求が適切かつ円滑に行われるよう、必要に応じてレセプトコンピュータ等の改修等にご対応いただきますようお願いいたします。

3. 患者等からの問い合わせに対する対応等について

医療機関等においては、患者等から医療機関等に対し照会があった際には、必要に応じて、厚生労働省が設置する「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」(別紙参照)を案内いただく等、丁寧にご対応いただきますよう御配慮願います。

別添

事務連絡
令和7年6月4日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
市町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の制度改革に係るコールセンターの設置について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国において「後期高齢者医療の制度改革に係るコールセンター」を設置いたしますので、以下の内容について御了知いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 設置趣旨について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）等に伴う制度改革の趣旨や改正内容等について、国民の皆様にご丁寧に説明し御理解いただくため、被保険者等からの問い合わせに対応するコールセンターを、国において設置するもの。

2. 設置期間等について

【設置期間】

令和7年7月1日（火）～令和8年3月31日（火）※日曜日、祝日、年末年始は除く

【対応時間】

午前9時～午後6時

【電話番号】

0120-117-571（フリーダイヤル）

※ なお、マイナ保険証や資格確認書に係る問い合わせについては、引き続きマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にて承ります。

(別 紙)

○関係団体一覧

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本私立歯科大学協会
一般社団法人日本病院薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
公益社団法人日本訪問看護財団
独立行政法人国立病院機構本部
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人地域医療機能推進機構本部
独立行政法人労働者健康安全機構本部